

## 独占禁止法第9条報告制度の簡素化に係る第4章届出規則改正案に対する意見の概要とこれに対する考え方

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
1	各様式の1 及び2<事 業分野の分 類>	日本標準産業分類は一事業所ごとに適用されることとなっているので、会社全体としての事業分野にはどう当てはめるべきかよく分からない。また、小分類（3桁分類）では、統括機能の本社と、実際の事業活動を行う支社等が別の分類になることもあるが、どちらの小分類で記載するのか不明であり、その会社がどの小分類の分野だと報告するかによって有利不利が生じかねない。そのため、各会社の判断に任せるのではなく、公正取引委員会が日本標準産業分類を参考に事業分野の区分表を定めて公表すべきである。 (匿名)	独占禁止法第9条報告制度（以下「9条報告制度」という。）では、会社が属する事業分野のうち最近1年間の売上額が最も多い事業分野のみについて、当該事業分野及びその売上額等を報告していただくこととしています（様式第1号の注7ほか）。
2	各様式の1 及び2<事 業分野の分 類>	一般的に統計の集計に使われる項目の設定は、データを分かりやすくするため、一つの項目に含まれる数が大きくなるとその項目を細分化する改定を行い、逆の場合は項目を統合する改定を行う傾向があるなど、時期により変更されるものであるし、社会の感覚とは分野の区切り方が異なることもある。このため、事業分野の分類に当たって日本標準産業分類に準拠するのは不適當ではないか。(匿名)	日本標準産業分類は、我が国唯一の公的かつ網羅的な産業分類基準であることから、他の我が国の施策においても産業の分類を行う手段として用いられている例は多数存在します。 また、事業分野の分類に当たっては、「経済センサス-活動調査」といった主要な産業統計が日本標準産業分類に基づいて作成されており、独占禁止法上の評価を行うに当たっての情報収集上の便宜にかなうことや、事業者の側でも、自らが属する事業分野におけるその地位、事業分野の市場占拠率（シェア）等についての判断をするための資料収集上の便宜にかなうことから、今後も引き続き日本標準産業分類を用いることが適當であると考えます。
3	各様式の1 及び2<事 業分野の分 類>	実際の企業活動においてイノベーションや産業構造変革による事業分野の統合・融合がある中で、日本標準産業分類によってこれらの企業実態を踏まえた適切な事業分野を画定することができるのか疑問がある。また、企業においては、必ずしも日本標準産業分	中分類（2桁分類）に準拠するものとする、事業分野として広く

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>類による決算処理を行っているわけではなく、本報告のために売上高等を整理し直す必要があり、企業にとって過度な負担となっている。したがって、事業分野の分類に当たって日本標準産業分類に準拠することを見直すべきである。次善の策として、日本標準産業分類の中分類（2桁分類）によることや、有価証券報告書における事業セグメント（報告セグメント）による分類等他の開示資料に基づく分類で代替可能なものへの変更を含め見直すべきである。</p> <p>（団体）</p>	<p>なり過ぎるものと考えます。また、有価証券報告書における事業セグメントの分類は、会社によって分類が異なるところ、当委員会において独占禁止法上の評価を適切に行うことが困難になるものと考えます。</p>
4	<p>様式第1号及び第2号の1及び3並びに様式第3号の2&lt;備考欄&gt;</p>	<p>そもそも事業分野を日本標準産業分類で分類すること自体が適切ではないこと、また日本標準産業分類に基づいて画定される事業分野と、企業結合審査時に設定される一定の取引分野の範囲は異なっていることから、備考欄において、日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠した事業分野の市場占拠率（シェア）が10%以上であるか否かという情報を報告させる意義は乏しく、備考欄は削除すべきである。</p> <p>また、改正案では、事業分野の市場占拠率（シェア）の算出にあたり、政府統計を用いることができることが明示されているが、政府の統計情報の公表時期が遅いため、企業側が調査する際に該当年度の市場データが存在しないことがある。したがって、備考欄を削除しない場合には、政府の統計情報の利用にあたって、当該調査前年度以前の市場データを用いても支障がない旨を明示すべきである。（団体）</p>	<p>事業分野の分類に当たっては、「経済センサス-活動調査」といった主要な産業統計が日本標準産業分類に基づいて作成されており、独占禁止法上の評価を行うに当たっての情報収集上の便宜にかなうことや、事業者の側でも、自らが属する事業分野におけるその地位、事業分野の市場占拠率（シェア）等についての判断をするための資料収集上の便宜にかなうことから、今後も引き続き日本標準産業分類を用いることが適当であると考えます。</p> <p>また、今回の規則改正では、事業分野の市場占拠率（シェア）の推定に当たっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができるとしているとおおり、必ずしも報告の対象となる事業年度と同年に該当する事業年度の政府統計のデータを用いていただく必要はありません。</p>

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
5	様式第1号 及び第2号 の3の(注) 1<提出会 社グループ の総資産合 計額>	報告書に記載する提出会社グループの総資産合計額の計算に含める会社を限定することとしているが、報告書等に記載する総資産合計額と報告義務の有無を判定するための総資産合計額が異なるのは不合理であるため、第4章届出規則第1条の3も改正し、報告義務の有無を判定するための総資産合計額についても、これに含める会社を限定すべきである。(個人)	提出会社グループの連結子会社以外の会社で持分法の適用のない会社(以下「連結子会社等でない会社」といいます。)を除いた総資産合計額が提出義務に係る総資産合計額の各基準額を超えている場合には、連結子会社等でない会社を計算の対象に含めた総資産合計額も、必ず提出義務に係る各基準額を満たすこととなります。このような提出会社グループについては、提出義務の基準を満たすことが明らかであるため、様式において記載する総資産合計額について、連結子会社等でない会社を計算の対象に含めるか否かを提出会社の任意とすることとしました。
6	様式第1号 及び第2号 の3の(注) 2<提出会 社グループ の総資産合 計額>	改正案の様式の第1号及び第2号の3(2)の(注)2では、連結子会社等でない会社を除いた当該総資産の合計額が10兆円を超え、かつ、15兆円以下の場合、計算に含める会社を限定できないこととしているが、そのような総資産合計額の提出会社グループについて取扱いを異なることとする理由と当該金額の設定根拠が不明であり妥当でない。そもそも9条報告制度の簡素化の趣旨からすればこの項目を報告事項とする必要性は乏しい。(個人)	<p>様式第1号及び第2号の3(2)に記載する、提出会社、子会社及び実質子会社(銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。)の総資産合計額(以下、6において「総資産合計額」といいます。)が15兆円超であるかは、独占禁止法第9条第3項に規定する「総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと」の該当性を判断する基準の一つとなっております(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会))。当該会社グループを監視する観点から、当該総資産合計額を報告いただく必要があります。</p> <p>連結子会社等でない会社を計算の対象から除いた総資産合計額が15兆円を超えている場合、当該会社グループは上記基準を満たしていることが明らかであり、また、連結子会社等でない会社を計算の対象から除いた総資産合計額が10兆円以下の会社グループについては、</p>

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
			<p>連結子会社等でない会社を計算に含めても総資産合計額が 15 兆円超に達することが想定されません。したがって、連結子会社等でない会社を除いた当該総資産の合計額が 15 兆円超又は 10 兆円以下の場合、様式において記載する総資産合計額について、連結子会社等でない会社を計算の対象から含めるか否かを提出会社の任意とすることとしました。</p>
7	その他	<p>報告期限が事業年度終了日から3か月以内とされ、報告頻度も毎事業年度とされているが、多くの企業の株主総会開催時期と重なり、報告作業に過度な負担が生じている。まずは報告期限を延長すべきである。さらには、そもそも毎事業年度に報告を求めることが必要か検討し見直すべきである。(団体)</p>	<p>今回の規則改正により報告に要する作業負担は大幅に軽減されるものと考えます。</p>
8	その他	<p>9条報告制度において記載を求められる事業分野は、例えば日本標準産業分類に準拠しているため企業実態を必ずしも適切に反映しているとはいえ、企業結合審査時に設定される一定の取引分野とも異なる中で、そうした事業分野における売上高や市場シェアなどの情報に基に、公正取引委員会が事業支配力を適確に捕捉することができるのか疑問がある。したがって、公正取引委員会は9条報告制度の意義を具体的に説明すべきである。(団体)</p>	<p>9条報告制度は、独占禁止法第9条に違反するか否かを判断するための情報を公正取引委員会が得る上で必要な制度と考えます。</p> <p>なお、様式に記載を求める事業分野の分類に当たって日本標準産業分類を用いる点については上記2ないし4のとおりです。</p>
9	その他	<p>今回の規則改正により9条報告制度の簡素化が図られることは評価するが、そもそも独占禁止法第9条・第11条が定める一般集中規制自体を廃止すべきである。企業活動のグローバル化が進む中、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的な規制を課す</p>	<p>一般集中規制が廃止された場合、事業支配力の過度の集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段がなくなることから、一般集中規制は必要であると考えます。</p>

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>規制は企業活動を不当に制限するものであり、我が国企業の競争力を阻害しかねない。また、一般集中規制が想定する「事業支配力が過度に集中する」状態を予防するのであれば、市場集中規制により規制が可能である。さらに、仮に事業支配力が集中する状態になったとしても、当該企業がその事業支配力を背景に反競争的行為を行うことがあれば、優越的地位の濫用など、独占禁止法の他の規制により適切に是正することが可能である。(団体)</p>	